

議会運営委員会会議録

(令和2年8月25日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

令和２年８月２５日（火曜日）

午前１０時開会

事 件 （１）令和２年第３回栄町議会定例会の付議事件について

１．町長提出議案	１９件
条例の一部改正	３件
財産の取得	１件
道路線の認定	１件
補正予算	５件
決算認定	６件
報告	３件

（２）諸般の報告について

- １．令和元年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書
- ２．令和元年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書
- ３．現金出納の検査結果報告 ３件
- ４．陳情 ２件
- ５．議員派遣報告 １件

（３）一般質問について 通告者８名

（４）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（５）予算審査特別委員会の設置及び運営方法について

（６）その他、議会運営に関すること

出席委員（6名）

委員長 野田 泰博 君
委員 高 萩 初枝 君
委員 早 川 久美子 君

副委員長 大 野 博 君
委員 大 野 信正 君
委員 大 塚 佳弘 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 橋 本 浩 君

副議長 大 野 徹 夫 君

説明のため出席した者

総務課長 奥 野 陽 一 君

出席議会事務局

事務局長 野 平 薫 君

書記 藤 江 直 樹 君

午前10時 開会

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 本日は、令和2年第3回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。

委員の皆様並びに議長、副議長、また執行部から奥野総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、橋本議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（橋本浩君） 皆さんおはようございます。熱い中御苦勞様です。今、コロナももちろんですが、毎日暑い日が続いております。本来であればこの時期落ち着いて来て欲しいところなんです。まだまだ今日も32度、33度ということでしたので、また今週も32、3度が最高気温で続くみたいなので、くれぐれもコロナと併せて熱中症の患者の方もだいぶ出ているみたいなので、体調に気を付けて9月の議会に臨んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎ 審 議

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、9月8日の火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が19件。

その内訳といたしまして、条例の一部改正3件、財産の取得1件、道路線の認定1件、補正予算5件、決算認定6件と、報告が3件となっています。

また、一般質問通告は8名となっております。

それでは始めに、町長提出議案等19件について、奥野総務課長より説明をお願いいたします。

○総務課長（奥野陽一君） それでは私から、令和2年第3回栄町議会定例会への提出予定議案等の概要をご説明いたします。

町からの提出予定議案等は、先ほど委員長からお話がありましてとおり、条例の一部改正が3件、財産の取得が1件、栄町道路線の認定が1件、補正予算が5件で議案10件それと、決算の認定が6件及び報告が3件で合計19件でございます。

始めに、議案第1号、栄町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例、所管課は福祉・子ども課になります。

内容は、子ども・子育て支援法の改正を踏まえ、条例中で引用する同法の規定の条項名につ

いて改正を行うとともに、それに併せて規定を整理するものでございます。

続きまして、議案第2号、栄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、所管課は福祉・子ども課です。

内容は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、放課後児童支援員となるのに必要な研修の実施主体について、中核市の長を追加するものでございます。

続きまして、議案第3号、栄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例、所管課は福祉・子ども課です。

内容は、千葉県の一ひとり親家庭等医療費等助成事業における現物給付化への移行及び自己負担額の見直しを踏まえ、ひとり親家庭等医療費等の助成方法、自己負担額などについて所要の改正を行うものです。

続きまして、議案第4号、財産の取得について、所管課は企画政策課です。

内容は、地域公共交通事業高度化支援事業の実施にあたり、バス車両を取得するため、町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、本件につきましては、地方創生の臨時交付金の2次分を活用して購入するものでございます。国からの内定通知が8月下旬ということで、そろそろくと聞いておりますが、その関係で議案の配付につきましては国からの内定通知の後に調整させていただいて、お配りしたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第5号、栄町道路線の認定について、所管課は建設課です。

内容は、栄町安食字3144番1外の宅地開発に伴い、町が帰属を受けた区画道路について、町道として認定するため、道路法第8条第2項に規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第6号から第10号までは、令和2年度における5つの会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものです。所管課は財政課です。

本件につきましては、誠に申し訳ございませんが、現在、調製中でございますので、私からは概要についてのご説明とさせていただきます。

始めに、議案第6号、令和2年度栄町一般会計補正予算（第5号）の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約3億1千万円増額する予定でございます。

続きまして、議案第7号、令和2年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出約4,300万円増額する予定です。

続きまして、議案第8号、令和2年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約45万円増額する予定です。

続きまして、議案第9号、令和2年度栄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約9,400万円増額する予定です。

続きまして、議案第10号、令和2年度栄町下水道事業会計補正予算（第1号）の概要ですが、規定の予算のうち、収益的支出が約807万円、資本的支出が約27万円を増額する予定でございます。

続きまして、認定第1号から認定第6号につきましては、令和元年度の各会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもので、所管課は財政課です。

それでは各会計別に概要についてご説明させていただきます。

始めに、認定第1号、令和元年度栄町一般会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額が71億9,718万4,602円、歳出総額が69億7,157万7,502円、差引き2億2,560万7,100円となっております。

続きまして、認定第2号、令和元年度栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額が28億579万5,899円、歳出総額が27億6,245万2609円、差引き4,334万3,290円となっております。

続きまして、認定第3号、令和元年度栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額が2億3,721万5,553円、歳出総額が2億3,675万6,582円、差引き45万8,971円となっております。

続きまして、認定第4号、令和元年度栄町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額が17億318万4,417円、歳出総額が16億1,682万8,593円、差引き8,635万5,824円となっております。

続きまして、認定第5号、令和元年度栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額が6億267万2,869円、歳出総額が5億8,125万118円、差引き2,142万2,751円となっております。

続きまして、認定第6号、令和元年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計歳入歳出決算の認定の概要でございますが、歳入総額が2億1,821万8,057円、歳出総額が1億9,884万6,900円、差引き1,937万1,157円となっております。

続きまして、報告第1号、継続費精算報告書について、所管課は財政課です。内容は、栄町継続費に係る継続年度が令和元年度で終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものです。なお、この継続費につきましては、終末処理場施設等の長寿命化事業となります。

続きまして、報告第2号、健全化判断比率の報告について、所管課は財政課です。内容は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

最後、報告第3号、資金不足比率の報告について、所管課は下水道課です。

内容は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公共下水道事業に係る資金不足比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

以上、提出議案の説明とさせていただきますが、1点あらかじめご報告をさせていただきたい事項がございます。

今回の一般会計の補正予算で、のちほどお配りするものでございますが、オンライン学習環境整備事業、教育委員会の関係でパソコンの購入費というのが今回の一般会計予算で計上されております。

予算の議決後にパソコンの購入費でございますが、仮契約を締結いたします。そのあと教育委員会会議を経て、議会に財産の取得の議案を提出いたしまして、議決されますと本契約となる訳でございます。これにつきましては、12月の定例会の後では、納期が厳しいということで、10月に臨時議会を開催していただきたいと考えております。この辺につきましてご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりましたが、何か 質疑等があれば、お願いいたします。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） 質疑はないようですので、町長提出議案等については以下の通りにいたします。

次に、認定第1号から第6号までの令和元年度各会計の決算認定については、例年どおり、決算審査特別委員会を設置し、審査することとしたいと思います。また、慣例により代表監査委員の出席を要求し、意見を求めることとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようですので、認定第1号から第6号までの令和元年度各会計の決算認定につきましては、例年通り決算審査特別委員会を設置し、代表監査委員から意見を求め、審査することに決定いたしました。

後ほど、決算審査特別委員会の設置及び運営方法については、事務局長より説明をお願いいたします。

町長提出議案等につきましては、以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について、事務局長よりお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは諸般の報告ということでございますが、まず、代表監査委員より、令和元年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに、基金運用状況の審査に係る意見書、令和元年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書が送付されておりますので、その写しを決算認定の議案と一緒に配布したいと思います。

次に、これに関連しまして、本定例会において、決算審査がありますが、先程決定したとお

り、議長から出席要求を代表監査委員にいただきまして、例年通り、初日に代表監査委員から意見を求めることとしたいと考えております。

次に、同じく監査委員から、現金出納の検査結果報告書といたしまして、6月期分から8月期分までの3件が提出されております。いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨のご報告をお願いしたいと思います。

次に、陳情といたしまして、「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書及び、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書が提出されましたので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、令和2年5月26日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書一覧を配布させていただいておりますが、8名から出ております。通告順に申し上げますと、藤村議員、早川議員、高萩議員、大塚議員、松島議員、岡本議員、大野信正議員及び、野田議員となっております。質問の内容につきましては、通告書一覧のとおりでございます。

以上です。

○委員長（野田泰博君） 一般質問については、事務局長の説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長よりご説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。（案）はつけてございませんが、現時点では（案）ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

始めに、会期といたしましては、9月8日（火）10時に招集されまして、翌週18日（金）までの11日間となります。会議の内容としましては、初日8日は午前10時から、町長提出議案の提案理由の説明となります。

次に、翌々日の10日から11日の2日間にわたり先程決定したとおり、決算審査特別委員会を開催していただきます。その後、議案調査のための休会に入りまして、週明けて一般質問を16日（水）午前10時から、4名、17日（木）午前10時から、同じく4名、18日（金）午前10時から、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただ今の会期予定に準じた日程といたしまして、第

1号から第4号までを作成しております。まず、初日8日の第1号をご覧いただきたいと思います。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になります。

また、日程第16の認定第1号から日程第21の認定第6号までについては、提案理由の説明の後、総括質疑を行い、議長発議によりまして、決算審査特別委員会を設置していただき、直ちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、16日の第2号及び、17日の第3号につきましては、一般質問の日程となりまして、先程申し上げましたとおり各4名ずつを予定しております。最終日18日は町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、7番、大野信正議員、8番、藤村勉議員にお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただいま事務局長より説明がありましたが会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程は、ただいまの説明のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） ご異議ないようですので、会期、議事日程は、説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、お手元の決算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧いただきたいと思います。全体的には例年通りの内容となっております。本会議初日8日に議長の発議によって設置していただくこととなります。内容等でございますが、議長と監査委員を除く12名で構成いたします。審査日程は、10日（木）が総務常任委員会所管事項及び、教育民生常任委員会所管事項、11日（金）が経済建設常任委員会所管事項といたします。

また、全体質疑を11日に経済建設常任委員会所管事項の審査が終わり次第行いたいと思います。

次に、審査方法につきましては、これも例年通り、質疑通告制1問1答、回数制限なし、また通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

決算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室の告知板に掲載させていただきたいと思います。提出期限につきましては、9月1日（火）の午後1時30分で、メールによる通告も可としております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただいま事務局長より説明がありましたが決算審査特別委員会設置及び運営方法は、お手元の（案）のとおりとすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） ご異議ないようですので、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の（案）のとおりと決定いたしました。

また、質疑通告は9月1日火曜日の午後1時30分までに提出をお願いします。

続きまして、その他ですが、初めに事務局長から何かありますか。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、その他ということで、3点ご報告いたします。

まず始めに、議場の議員の皆さんの席次でございますが、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、間隔をあけて現在着席をしていただいておりますが、マイクが全席に装備しておりませんので、質問者席に移動して発言していただいております。前回の臨時会より、議場に入る前に体温の測定等を実施したり、マスクを着用していただいたりしておりますので、これで、予防対策はできているものとしまして、席次を従前の3人がけに戻そうかと考えておりますが、委員の皆様のご意見をここでお伺いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（野田泰博君） 席次を元に戻し、席を二人がけから三人がけにすると。それはマイクがないから元に戻して、座ったところでやるようにするという事を一番重きをおいて、元に戻すということですか。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） そうです。質問者席まで移動している時間が結構かかりますので、その分時間も短縮できるので。座次を広げたのはコロナウィルスの感染症予防のためだけなので、体温の測定であるとか、マスクの着用があれば予防対策ができるのではないかと思います。もちろん執行部も密接して座っておりますので、議員のみなさまについてもそのような形でも良いのではないかと考えていますが、どうでしょうか。

○委員長（野田泰博君） 私も不思議に思っていたのですが、我々だけ離れて職員の皆さんはくっついて座っていることに對し職員からは苦情など出ていなかったのですか。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） ないです。

○委員長（野田泰博君） ないですか。皆様、時間短縮の為にも元の三人席に戻す、ということに對してご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） 異議なしということで、席次に関しては元に戻すということによりよいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） 野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 続きまして、郡町村議会議員自治研修会の開催についてですが、例年酒々井町と栄町で合同で講師をお呼びしまして研修会実施しておりますが、現在もなお拡大傾向にある新型コロナウイルス感染症により、各種会議・研修会等中止を余儀なくされておるところで、酒々井町、栄町の議長及び議会事務局と相談した結果、今年度は中止する方向で調整しておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、全員協議会の開催について、来週の9月1日火曜日午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

議題につきましては、ふれあいプラザの駐車場拡張の分とコロナウイルス感染症関連の国の交付金の関係です。そちらの一次の進捗状況の報告をしたいということで、執行部の方から議題があがっておりますので、その2点が中心になろうかと思います。

事務局からの報告につきましては、以上でございます。

○委員長（野田泰博君） 大野副議長。

○副議長（大野徹夫君） 事務局長のお話わかりました。ただ、酒々井町と栄町で交代で実施していますが、来年収束した時には今回の当番の町が実施するということですか。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 来年は栄町が当番ということになりますので、栄町が会長ということで、会議などの中で酒々井町と一緒に決めていくという形になろうかと思います。

○委員長（野田泰博君） 大野副議長。

○副議長（大野徹夫君） 酒々井町が申し送りで来年も担当という事ではなく、栄町になるということですね。わかりました。了解です。

○委員長（野田泰博君） 事務局長より説明がございましたが、この通りでよろしいですか。他に何かございますか。

[「なし」という声あり]

◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） それではないので、これで議会運営委員会を閉会といたします。

午前10時31分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和2年 8月 31日

議会運営委員会委員長 野田 泰博